

『入船七差路(メルヘン交差点)地区』における景観形成の考え方及び行為の制限

地区の考え方

指定 H 6. 7.15 改正 H 8.11. 1 改正 H18. 2.15 改正 H21. 4. 1		
地区面積 (約3.3ha)		入船七差路周辺の街並み
地区の概況	<p>この周辺は、入船川河口であったことから海側に船入澗が開け、この船入澗を中心に物資の集散地として栄えた地区です。</p> <p>現在は、道路が放射状にのびる大きな交差点を囲んで、明治から大正期にかけて建てられた洋風の歴史的建造物が建ち並び、この交差点の広さと建物のスケールが調和した、小樽ならではの街角を形成しています。</p> <p>入船七差路（メルヘン交差点）周辺は、地元まちづくり団体からの提案に基づき、平成9年に自然石の歩行者広場や常夜灯をモチーフにしたデザイン照明などが整備され、落ち着きとやすらぎのある憩いの場として市民や観光客に親しまれています。</p>	
景観形成の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ● 交差する七つの道路と広場及びその周辺の歴史的建造物が創り出す景観の保全に努めます。 ● 本通第2線（堺町本通り）の南端に位置することから、堺町本通りと一体となった街並みの形成に努めます。 	

行為の制限

建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 登録歴史的建造物の周辺では、これらと調和した高さとする。
	連続性	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物を中心とした街並みの連続性に配慮する。 敷地を空地や駐車場（青空駐車場含む。）とする場合には、道路側から見えにくくなるよう塀、さく又は植栽などを設け、街並みの連続性に配慮する。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 寄棟などとし、周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。
	軒	<ul style="list-style-type: none"> 建物本体と調和した軒の出とするよう努める。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物と調和した形態とするよう努める。 大規模建築物の壁面構成は、水平方向、垂直方向の分節化に努める。
	腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺と調和した形態とするよう努める。
	開口部	<ul style="list-style-type: none"> 窓、出入口などの開口部は、歴史的建造物に施されている装飾アーチや縦長窓などを設置するよう努める。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 主要な眺望地点からの景観に配慮する。 主要な道路の交差点、屈曲部、突き当たりなど、多くの視線を集めやすい場所に位置する場合には、アイストップやランドマークとなることを意識した形態・意匠とするよう努める。 歴史的建造物である石造り倉庫などに下屋などを設置するときは、建物本屋と調和した形態・意匠とするよう努める。
	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 瓦葺き又は金属板葺きなどとする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 自然石、れんがなどを基調とするよう努める。 金属やガラスなど光沢性のある素材は、原則大きな面積で使用しない。
色彩	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに配慮し、低明度、低彩度の色彩の使用に努める。
	外壁・腰	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の歴史的建造物の外壁の色彩を基調とする。 裏面の「色彩基準等」による。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 建築物に設ける建築設備（屋上設備を含む。）は、道路その他の公共の場所から見えにくい位置に設置する。やむを得ない場合には、ルーバーなどの覆いを設けるか壁面と同一の色調とするよう努める。 ごみ集積所を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和を図るため、塀いや緑化などによる修景や色彩などに配慮する。 自動販売機を道路に面して設ける場合には、周辺の街並みとの調和に努める。 日除けテントなどを設けるときは、建築物のアクセントとなるよう部分的な箇所に止める。
	さく垣など	<ul style="list-style-type: none"> 道路などから望見される擁壁などは、材料・仕上げ材に配慮するかあるいは緑化などによる修景に努める。 敷地にさく、擁壁などを設ける場合には、極力生垣又は自然素材を用いたものとするよう努める。
工作物	鉄塔など	<ul style="list-style-type: none"> 携帯電話などの鉄塔、鋼管柱などを地上から立ち上げることは、原則禁止する。これらのものを設ける場合には、建物の屋上に設け、主要な道路などから見えにくい位置に設置する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みとの調和に配慮した色彩とする。 裏面の「色彩基準等」による。

色彩基準等

1. 色彩基準

①基調色(ベースカラー)

建築物等の外観（屋根を除く。）に使用できる色彩の範囲は、下表のとおりとする。

ただし、下記のいずれかに該当する部分（場合）については、この限りでない。

- ・着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分
- ・②に該当する場合

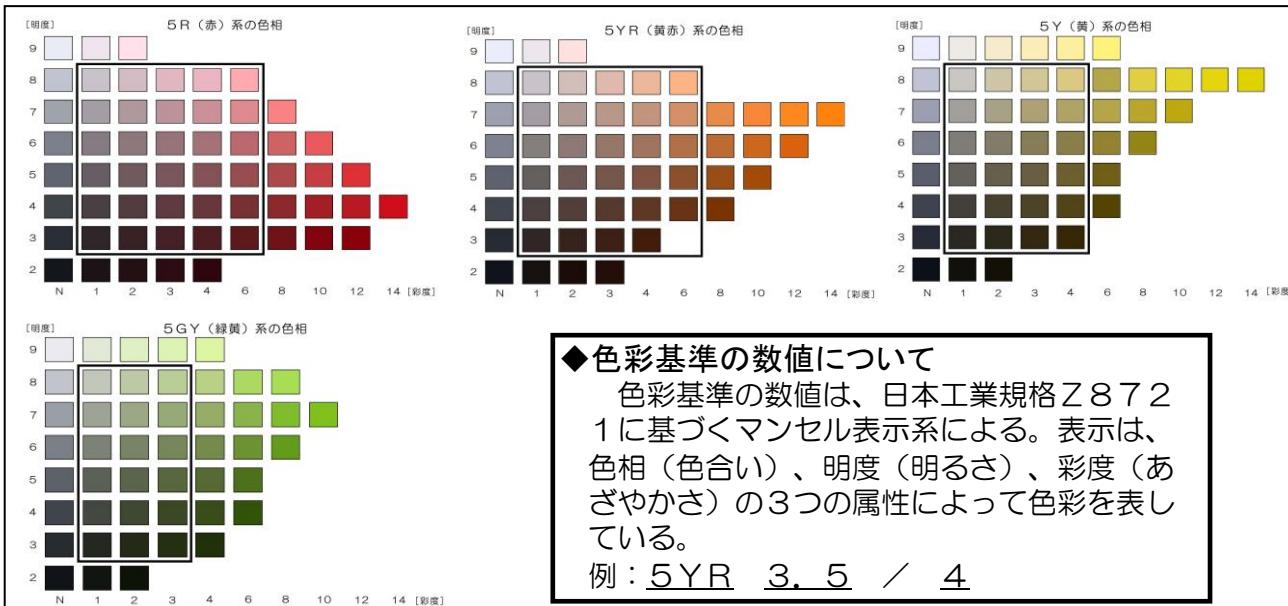
使用する色相	明度	彩度
5R～YR～2.5Y (2.5Yを含む)		0.5以上6以下とする。
2.5Y(2.5Yを含まない)～10Y(10Yを含む)	3以上8以下とする。	0.5以上4以下とする。
10Y(10Yを含まない)～10GY(10GYを含む)		0.5以上3以下とする。

②強調色(アクセントカラー)

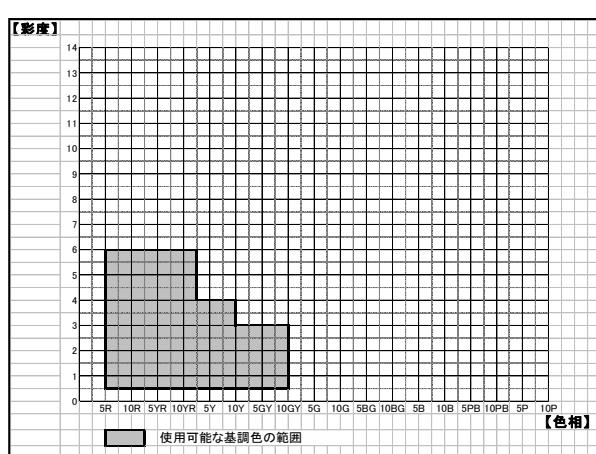
基調色以外の色彩を使用する場合は、1箇所当たり2平方メートル以下、かつ合計5平方メートル以下とする。

2. 使用できる色彩

(1) 代表的な色相



(2) 彩度の範囲



(3) 明度の範囲

